



三重県公報

令和2年7月3日 (金)
 第 120 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
426	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
427	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	3
428	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 開 発 課)	4
公 安 委 告 示			
75	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部変更	(公 安 委 員 会)	5
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	5
	同伴	(同)	6
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	6
	基本測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	6
	建築基準法の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建 築 開 発 課)	7
	県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 政 策 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税 務 企 画 課)	9
	落札者を決定した旨	(農産物安全・流通課)	9

告 示

三重県告示第 426 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 7 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス川井店
松阪市川井町字高皿 1023 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 3 年 2 月 18 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,359 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	47 台	縦覧による
合 計	47 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	32 m ²	縦覧による
合 計	32 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	9.0 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	4.5 m ³	縦覧による
合 計	13.5 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2 箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 2 年 6 月 17 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 7 月 3 日から同年 11 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 427 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 7 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲオ鈴鹿西条店、セカンドストリート鈴鹿西条店
鈴鹿市西条町 423 番地の 1

2 鈴鹿市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

意見なし

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）の規制基準を遵守すること。

イ 三重県生活環境の保全に関する条例第 15 条の規定に基づき、駐車場利用者に対し、駐車時には原動機を停止すべきことを看板、放送及び書面等により周知すること。

ウ 近隣より騒音による苦情が発生したときは、誠意をもって対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項

事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物など）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

(4) その他の事項

周辺地域の生活環境の保持の観点から寄せられる住民からの要望等には十分配慮すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 7 月 3 日から同年 8 月 3 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 428 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 2 年 7 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称
株式会社建築構造センター
- (2) 住所
東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号
- (3) 業務区域
三重県全域

2 変更内容

業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 全ての建築物（三重県内の事務所で判定が行われるものに限る。） 2 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 3 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 4 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築物（三重県内、愛知県内又は長野県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物
宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号	
福島県郡山市中町 11 番 5 号	福島県郡山市中町 11 番 5 号	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号	
神奈川県横浜市西区北幸二丁目 3 番 19 号	神奈川県横浜市西区高島二丁目 12 番 6 号	
長野県長野市南県町 1082 番地	長野県長野市南県町 1082 番地	
愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号	愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号	
島根県松江市中原町 6 番地	島根県松江市中原町 6 番地	
岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号	岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号	
広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号	広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号	
愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号	愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号	
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番 10 号	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番 10 号	
長崎県長崎市万才町 3 番 4 号	長崎県長崎市万才町 3 番 4 号	
鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号	鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号	
沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号	沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号	
千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3	千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3	
福岡県福岡市博	福岡県福岡市博	

多区御供所町 1 番 1 号 三重県四日市市 浜田町 12 番 18 号 香川県高松市亀 井町 2 番地 1 群馬県高崎市八 島町 262 番地	多区御供所町 1 番 1 号 三重県四日市市 浜田町 12 番 18 号 香川県高松市亀 井町 2 番地 1 群馬県高崎市八 島町 262 番地
--	--

- 3 変更年月日
令和 2 年 7 月 6 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第 75 号

次の特定抗争指定暴力団等について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 7 月 3 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

- 1(1) 特定抗争指定暴力団等
令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 1 に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
- (2) 変更事項
変更前 指定の期限 令和 2 年 7 月 6 日まで
変更後 指定の期限 令和 2 年 10 月 6 日まで
- 2(1) 特定抗争指定暴力団等
令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 2 に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
- (2) 変更事項
変更前 指定の期限 令和 2 年 7 月 6 日まで
変更後 指定の期限 令和 2 年 10 月 6 日まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 2 年 7 月 3 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

大新田土地改良区（津市高茶屋三丁目 25 番 6 号）

退任理事

津市高茶屋二丁目 53 番 2 号	井 上 常 雄
〃 〃 小森町 1233 番地	北 山 幹 雄
〃 〃 一丁目 45 番 2 号	前 川 均
〃 〃 二丁目 18 番 19 号	佐 藤 榮 一
〃 〃 〃 40 番 28 号	井 上 重 徳
〃 〃 四丁目 38 番 20 号	佐 藤 研 一
〃 〃 小森町 2810 番地	正 木 清 次

退任監事

津市高茶屋二丁目 39 番 14 号	小 川 拓
--------------------	-------

津市高茶屋小森町 2696 番地
就任理事

水野 博

津市高茶屋二丁目 53 番 2 号

井上 常雄

" " 小森町 1233 番地

北山 幹雄

" " 一丁目 45 番 2 号

前川 均

" " 四丁目 38 番 20 号

佐藤 研一

" " 二丁目 49 番 11 号

寺家 清司

" " 小森町 2810 番地

正木 清次

" " 二丁目 18 番 19 号

佐藤 榮一

就任監事

津市高茶屋二丁目 39 番 14 号

小川 拓

" " 小森町 2696 番地

水野 博

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 2 年 7 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

北谷土地改良区（松阪市小片野 323 番地 1）

退任理事

松阪市小片野 1194 番地

奥出 克成

" " 1682 番地

奥山 博

" " 273 番地

野村 幸彦

" " 1736 番地 1

安田 和郎

" " 1148 番地

古野 文善

" " 1670 番地

奥山 悦生

退任監事

松阪市小片野 1339 番地

寺田 利幸

" " 1725 番地

亀田 耕一郎

" " 191 番地

野村 顯寛

就任理事

松阪市小片野 1194 番地

奥出 克成

" " 1682 番地

奥山 博

" " 273 番地

野村 幸彦

" " 1736 番地 1

安田 和郎

" " 1148 番地

古野 文善

" " 1670 番地

奥山 悦生

就任監事

松阪市小片野 1339 番地

寺田 利幸

" " 1725 番地

亀田 耕一郎

" " 191 番地

野村 顯寛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（機殿下土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 2 年 6 月 23 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 2 年 7 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和2年7月3日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間
令和2年7月17日から令和3年2月28日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について、次のとおり認定しました。

令和2年7月3日

三重県知事 鈴木英敬

認定年月日	一敷地内認定建築物の認定	
	認定年月日	対象区域
令和2年6月23日	昭和54年11月13日	伊賀市御代字瀬古1205番3ほか4筆

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和2年7月3日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 受付期間
令和2年7月3日（金）から同月31日（金）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和2年9月2日（水）まで随時申込みを受け付けます。

- 2 受付場所
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック	鈴鹿亀山不動産事業協同組合 〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町1085-1
中勢伊賀ブロック	伊賀南部不動産事業協同組合 〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津102
南勢ブロック・東紀州ブロック	三重県南勢地区管理事業共同体 〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津102

- 3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数（優先戸数）
北勢 ブロック	桑名	川成（一般・単身可）	1
	川越	豊田一色（一般）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2（1）
		あこず（一般・単身可）	2（1）
		笹川（高齢者・単身可）	1
		笹川（一般・単身可）	5（2）
		笹川第二（高齢者・単身可）	1
		笹川第二（一般・単身可）	1
		河原田（一般・単身可）	2（1）
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4（2）
		桜島（高齢者・単身可）	1
		桜島（一般・単身可）	4（2）

中勢伊賀 ブロック	津	千里（一般・単身可）	1
		白塚（高齢者・単身可）	2
		一身田（高齢者・単身可）	1
		一身田（一般・単身可）	2（1）
		ミレニ北口（一般）	1
	伊賀	服部（一般・単身可）	1
		木根（一般・単身可）	1
		カーサ上野（身障者）	1
名張	蔵持（一般・単身可）	1	
南勢 ブロック	松阪	五反田（一般・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		和屋（一般・単身可）	1
		上川第二（高齢者・単身可）	1
		エスペラント末広（一般）	1
	伊勢	辻久留（高齢者・単身可）	1
		旭（高齢者・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
		五十鈴川（身障者）	1
		五十鈴川（一般・単身可）	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	2（1）
	熊野	井土（身障者）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
 - エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。
 - エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

- (5) 地方税を滞納していないこと。
 (6) 連帯保証人を2人立てること（連帯保証人が1人でも入居可能な場合があります。）。
 (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年7月3日

三重県知事 鈴木 英 敬

1	特 定 役 務 の 名 称	三重県総合税システム維持管理業務委託
2	担 当 部 局	津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階 三重県総務部税務企画課電算班
3	契約の相手方を決定した日	令和2年3月26日
4	契 約 の 相 手 方	三重県津市羽所町 700 番地 富士通株式会社三重支店 支店長 田島 邦彦
5	契 約 金 額	82,117,200 円（うち消費税及び地方消費税 7,465,200 円）
6	決 定 手 続	随意契約
7	随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年7月3日

三重県知事 鈴木 英 敬

1	特 定 役 務 の 名 称	三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事
2	担 当 部 局	津市広明町 13 番地 三重県農林水産部農産物安全・流通課
3	落 札 者 決 定 日	令和2年6月19日
4	落 札 者	三重県松阪市久保田町 74 番地の 6 伊藤建設株式会社 代表取締役 伊藤 ますみ
5	落 札 金 額	入札価格 33,500,000 円 契約金額 36,850,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和2年4月24日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
